

平成28年3月検針(4月請求)分から 上下水道料金が変わります

市では、平成28年3月検針(4月請求)分から、上下水道料金を改定します。これからも安全、安心、快適な水を持続的にお届けするため、経費の削減に努め、上下水道事業の健全な運営を推進しますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

下水道部総務課料金係 ☎(24) 2111 内線 289・359・396 番

水道事業の経緯と現状

水道事業会計は、平成18年6月の料金改定以来、上下水道組織の統合による人件費の削減、高金利企業債の借換、コンビニ収納の実施などにより、経費削減に努めてきました。

しかし、人口減少等による料金収入の減収に加え、電気料金、薬品費の高騰及び修繕費等の一般経費が増加しています。

下水道事業の経緯と現状

下水道事業会計についても下水道との統合、高金利企業債の借換や施設維持管理の民間委託の実施による人件費の削減に努めてまいりました。

しかし、下水道拡張時の元利償還金が高額なため、慢性的な資金不足を生じており、その解消のため、資本費平準化債を借入し、現在まで大幅な使用料改定を抑えて運営していますが、平成24年2月の改定以来、水道事業と同様に人口減少等による料金収入の減収に加え一般経費が増加しています。

施設更新の必要性

一方、水道事業では、これからの安全、安心、快適な水を持続的に供給するためには削減できない費用もあります。現在市内の各施設は老朽化が進み、老朽施設の更新や耐震化が必要であり、下水道事業においても同じような状況にあります。

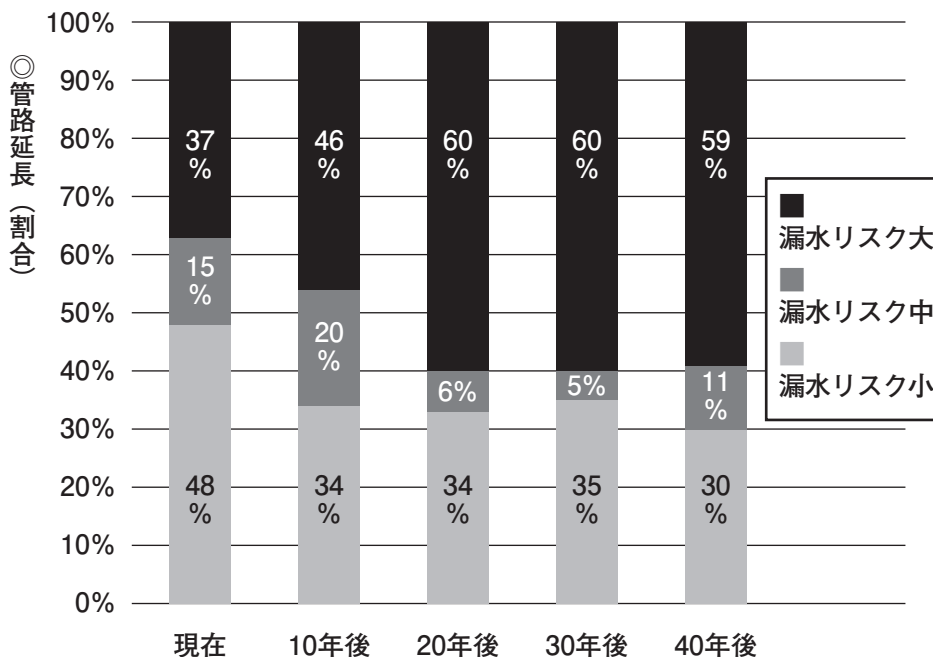
料金改定の目的

現在の収支見込みでは、水道事業では、平成31年度に下水道事業では、平成29年度に資金不足に陥り、改定時期を遅らせると大幅な値上げが必要となることから、事業運営に必要な資金の確保を図るため、計画期間を定めて、上下水道料金の改定を行うものがあります。(計画期間は平成28〜31年度)

また、簡易水道事業においても料金の公平性から水道事業に準じて改定を行います。



■管路更新を現在の予算規模での更新で持続した場合



※左表は、管路更新を現在の予算規模で持続した場合の漏水リスクが高い管路の割合を表したものです。

現状の更新規模では、漏水リスクを減らすことができないため、さらなる更新費用が必要となってきます。



特集 上下水道料金の改定

料金改定の内容

(基本水量)

基本水量については、小口化が進み基本水量内の使用者が増えていくことと、下水道使用料と統一するため、下水道の家事用・団体営業用・工業用の基本水量を改定しています。

(基本料金)

基本料金については、使用量の減少に影響を受けず全ての使用者の方から一定のご負担をお願いするため、上下水道ともに家事用・団体営業用・工業用で改定しています。

(超過料金)

超過料金については、水道料金においては、水需要の減少に歯止めをかけるとともに子育て世帯、多く使用する方の高額負担を緩和するための改定をしています。

また、下水道使用料においては、同様の理由で基本料金よりも改定率を縮小して値上げしています。

上水道(上水道・簡易水道)料金の改定内容(月額) (下記表の金額に消費税は含まれていません)

用途区分	現行の料金 (平成 28 年 3 月請求分まで)			改定	新しい料金 (平成 28 年 4 月請求分から)		
	基本水量	基本料金	超過料金 (1 m ³ につき)		基本水量	基本料金	超過料金 (1 m ³ につき)
家事用	8 m ³ まで	1,160 円	207 円	→	6 m ³ まで	1,300 円	200 円
団体営業用	10 m ³ まで	1,740 円	263 円		6 m ³ まで	1,950 円	255 円
	20 m ³ まで	3,480 円	263 円		100 m ³ まで	10,310 円	97 円
浴場営業用	100 m ³ まで	10,310 円	97 円		20 m ³ まで	8,700 円	255 円
工業用	40 m ³ まで	6,960 円	263 円		1 m ³ につき	548 円	
臨時用	1 m ³ ごと	548 円					

■基本料金・超過料金～基本水量までの使用は基本料金となり、以降 1 m³の超過ごとに超過料金が加算されます。

下水道使用料の改定内容(月額) (下記表の金額に消費税は含まれていません)

用途区分	現行の料金 (平成 28 年 3 月請求分まで)			改定	新しい料金 (平成 28 年 4 月請求分から)		
	基本汚水量	基本料金	超過料金 (1 m ³ につき)		基本汚水量	基本料金	超過料金 (1 m ³ につき)
家事用	6 m ³ まで	1,216 円	152 円	→	6 m ³ まで	1,400 円	170 円
団体営業用	6 m ³ まで	1,520 円	152 円		6 m ³ まで	1,750 円	170 円
工業用	20 m ³ まで	6,080 円	152 円		20 m ³ まで	7,000 円	170 円
浴場用	100 m ³ まで	3,500 円	35 円		100 m ³ まで	3,500 円	35 円

■基本料金・超過料金～基本水量までの使用は基本料金となり、以降 1 m³の超過ごとに超過料金が加算されます。

下水道事業債の元金償還期間と減価償却期間との差により構造的に生じる資金不足を補うための起債。

資本費平準化債

平成 27 年 第 3 回定例会に紋別市水道事業給水条例、紋別市簡易水道事業給水条例及び紋別市下水道条例の一部改正を提案し、議決(原案可決)されました。

条例改正の概要

$$\text{水道料金} = \text{基本料金} + \text{超過料金} + \text{消費税}$$

- ◎基本料金～水を供給するために必要な原価。用途ごとに料金を設定しています。
- ◎超過料金～基本水量を超えて使用した 1 m³毎の料金。水量に応じて加算されます。
- ※下水道をお使いの方は、同様の計算方法で別途合算されます。

水道料金の計算方法